

第 84 号	関西圏大学非常勤講師組合	2026 年 5 月 10 日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 2025 年度定期団交総括 p. 1~2	2. 関西学院との定期団交 p. 2
3. 常翔学園 (大阪工大・摂南) との定期団交 p. 2	4. 大阪産大との賃上げ団交 p. 3
5. 甲南との定期団交 p. 3~4	6. 龍谷との定期団交 p. 4
7. 立命館との定期団交 p. 4~5	8. 組合総会開催 p. 5
9. 大阪芸大による不当な雇止め、裁判と不当労働行為救済申立 p. 5~6	10. 阪大控訴審、第 4 回期日証人尋問を経て、2026 年 2 月 27 日結審、5 月 15 日判決 p. 6

## 2025 年度定期団交総括

	2026年度賃金	2025年度賃金 (改訂年度)	採用上限年齢
関西大学	(一律)30,400円	30,000円(2025年度)	70歳
同志社大学	(一律)30,400円	29,600円(2025年度)	無期65歳・有期70歳
立命館大学	(一律)30,500円	29,200円(2011年度)	70歳(経過措置あり)
関西学院大学	(一律)29,600円 出講手当コマ1200円	29,200円(2025年度) 出講手当1日500円	70歳
京都産業大学	(一律)33,000円	33,000円(2024年度)	70歳
近畿大学	(一律)29,600円	29,400円(2023年度)	66歳
龍谷大学	(一律)31,500円	31,500円(2025年度)	68歳
甲南大学	(一律)29,600円、 23年以上は1994年から 据え置き	(23年以上)29,600円 (17年以上)28,800円 (17年未満)27,800円	70歳
常翔学園	(30年以上博士)28,600円 (29年以下)27,600円	(30年以上博士)28,200円、 (29年以下)27,200円 (2025年度)	65歳
大阪産業大学	(20年以上)28,200円 (15年以上)26,200円 (10年以上)25,200円	(10年未満)24,400円 2007年度から賃上げなし、 20年以上は博士号が条件	68歳

1月から3月にかけて各大学との間で定期団交を実施し(近畿大学・関西大学は9月)、昨年度に引き続き複数の大学で賃上げを勝ち取ることができました。物価高騰が続く

中では微々たる回答と言わざるを得ませんが、大手は軒並み30000円越えとなりました。かつて続いた横並び状態を、組合が粘り強く交渉を続けて打破したことで、他大

学も追随せざるを得なくなった結果です。その一方で採用上限年齢については新しい成果を得ることができませんでした。

今年度もさらなる賃上げも求めて交渉し

ますが、そのためには各大学へ非常勤講師の切実な声を強く働きかけることが必要です。皆様の組合への加入を改めて呼びかけるものです。(文責：大村)

## 関西学院賃上げも労働強化？

2月20日に組合から6名が出席して定期団交を行いました。賃上げについて交渉では出講手当の扱いも含めて前向きに検討中として明確に回答しませんでした。3月23日付組合宛て文書で講師給29600円・出講手当を一日から一コマあたりとして1200円とする回答がありました。出講手当は毎月支給されると確認しましたので月額1コマ30,800円になりました。

一方で、今年度から導入されるフレックスアワーズについて、2025年5月12日大学発表文書以上の具体的な説明はなされませんでした。賃上げ以上の大幅な労働強化になりかねない状況で、注視が必要です。

また不開講科目数の開示を拒否しましたが(文書回答でも同様)、講師給の6割しか支給されず収入減になることは認めました。定期試験手当・休日出勤手当も拒否しましたが、育児などを抱える非常勤講師にとって休日出勤が多大な負担になることは認めました。

なお関学は理事が出席しますが、明確な回答を交渉では行わず、後日の文書で通告しています。情報開示も他大学に比べて不十分なため、改善を求めるとともに、組合が行う労働条件アンケートに誠実に回答するよう要求しました。(文責：大村)

## 常翔学園賃上げ400円

2月27日に組合から4名が出席して定期団交を行いました。賃上げについては400円アップの回答がありました。他大学と比べて低水準であることは認識しており、非正規職員・教員の待遇改善は最優先課題としているとのことなので、引き続きの賃上げを求めました。

一方で長年にわたり懸案になっている新規採用者の5年上限規定の撤廃については、問題教員対策として必要として譲りませんでした。なお法人は6年目の契約および無期転換権行使を否定しているわけではあり

ませんので、雇止めを通告された際には組合へ相談をお願いします。あわせて採用上限年齢の引き上げを要求しましたが、これについても従来の姿勢を崩すことはできませんでした。

また枚方キャンパスなどでのバス混雑問題についても迫及しましたが、運転手不足が深刻で法人としても解決策が見いだせないとの返答でした。その他に講師控室の設備改善を要求し、これについては大工大枚方・摂南枚方で新年度から実行されたことを確認しました。(文責：大村)

# 大阪産大、懇談会手当微増、 出講料は CD ランク一本化の検討開始

3月11日、大阪産業大学と賃上げに関する2回目の団交を行いました。大学側は約20年にわたり、非常勤講師出講料を据え置いています。これは私立大学では最低の出講料です。現在の物価急騰にもまったく見合っておりません。この点を踏まえて、当組合は大幅な賃金アップを要求に掲げて交渉に臨みました。これに対して、法人は18才人口減少に伴う厳しい経営状況と、決算における赤字計上の現状からの大幅な賃上げは難しいと主張しています。しかし、こ

れらの主張は大学経営の失敗を立場の弱い非常勤講師に押しつけるものです。

なお4月13日付で法人から、まずは現在のDランク(¥24,400/月)をCランク(¥25,200/月)に一本化するための検討を始める、懇談会手当を¥3,000から2025年度分から¥5,000にする旨、文書回答がありました。

組合としては不本意ですが、以降はここを出発点として引き続き交渉していく所存です。  
(文責：浦木)

## 甲南賃金一本化も最高は32年据え置き

3月18日甲南大学との定期団交が実施されました。主な争点はやはり賃上げでした。①24年度に従来の4ランクが3ランクに変更、ようやく今年4月より29,600円に一本化。前の「23年以上」と同じ給与に統一されたわけですが、この29,600円に改定されたのは、何と1994年ですので、32年間据え置き状態です。当時この給与は他大学を上回っていたようですが、現在では少々見劣りします。物価を考慮し、定期的に給与を見直せばよかったのに、放置してきた法人の責任は重大です。

②祝日授業日は遠隔授業が許可されることに。しかし開講日4月6日までに申請しないといけないので、これを1週間前まで

にしてほしいと要求しましたが、却下。③講師控室のPCに使用した人のデータが残るようなので、ログアウトすると全て消去されるように求めましたが、以前にデータが消えてクレームが出たことがあり、困難だそうです。④チョークで指が荒れるので、黒板をホワイトボードに変更してほしいという要望がありましたが、チョークの方が書きやすいという人もいるので、希望者はホワイトボード設置の教室を申請してほしいとのこと。

⑤控室コピー機の件。控室は16:45でコピー機が使用できなくなるのですが、資料を作成する人には不便です。これは控室に誰もおらず、大量にコピーをされることを

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-4303-5400(関西私大教連内、大村) 木・金 午後 メール:sodan@hijokin.org

防ぐためのようですが、教務部に申し出れば、使用可能とのこと。⑥配慮申請者情報

の件。書類を担当教員に確実に渡すよう求めました。(文責:須摩)

## 龍谷、「変則的な授業形態はとらない」

3月25日に団交実施。賃金は現行31,500円を維持する。「90分授業、15回」を今後も続ける(他大学のような変則的な授業形態はとらない)。補講はオンデマンドでもよい。非常勤を減らしてその科目を業務委託に回すようなことはしないとのこと。

定期試験手当はないが、今後検討する(現在定期試験を実施している科目数は、専任担当も含めて前期後期とも約700)。採点手当(現行300名以上で1万円)を支給している科目は昨年度45科目(組合は、より細かな人数区分と手当の増額を要求)。

授業準備費は出さない(組合は、「専任の

個研費用が年間41万円なので、非常勤にもそれなりの準備費を支払うべき」と主張)。不開講手当は「現行3か月相当」を維持する(組合は100%を要求)。

68歳定年制を維持する(組合は最低でも70歳定年を要求。ちなみに専任も68歳定年で、定年後に非常勤となることはないとのこと)。

短大廃止に伴う4大での雇用希望者は23名、そのうち雇用されたのは14名。

今回、「新科目を担当する際には負担手当を出せ」と要求したが、「出せない」と回答。

(文責:長澤)

## 立命、15年ぶりに賃上げ

3月27日に団交を実施した。

2026年4月から一コマ3万500円(現行2万9200円)。これは「他大学を見て」とのこと。「賃金改定に何らかの基準・条件・ルールはなく、専任のベアとも関連させていない」とのこと。

授業担当講師制度の廃止要求に対して、「この制度(雇用上限5年)は専任率を向上させるために導入した。専任率はその後すこし増えたが、多数の科目において、専任ではカバーできない状況である。なので、6年目以降も更新する必要があるかどうかを拡大学部長会議で判断し、6年目以降も担当をお願いすることがある。その場合、無期転換権が生じる(該当者には通知)」と回答した。

一般講義クラスの上限人数はおおむね300人(組合は、もっと少なくせよと主張)。600人以上の科目もあるため「多人数手当は600人以上で1万円」を維持(組合は、より細かな人数区分と手当の増額を主張)。

外国語クラスの人数は35名が目安(全クラスの9割)とのこと。組合は20名程度を希望した。

科研応募に落ちたときは研究高度化推進制度に応募できるようにしてほしいとの要望については、「この制度は専任の研究に関わるものなので応募不可」。

学而館の地下のロッカールームを一階に戻してほしいとの要望については、「ロッカーを地下に移したのは、教職員組合からの要望。再度、皆さんの声を聴いてみる」と

のこと。

近年、各種書類は自分でダウンロードするようになってきているが、紙でほしいとの請

求があれば、柔軟に対応するとのこと。

(文責：長澤)

## 組合総会開催

3月31日エルおおさかとZoomで第23回組合総会が開催されました。組合員16名と48名の委任状により組合員の過半数を超え、成立しました。

新屋敷委員長の開会のあいさつのもと、来賓として関西私大教連、京都産業大学教職員組合・東海圏非常勤講師組合（以上、対面）、近畿大学教職員組合・大阪大学教職員組合・首都圏大学非常勤講師組合（以上、Zoom）から来賓のあいさつがありました。

その後、参加した組合員一人一人から近況報告を行い、ついで今年度の活動報告と次年度方針について大村書記長が報告しま

した。討論では少子化などを理由とした経営の厳しさを強調する法人もあるなかで、非常勤講師の待遇強化をいかに勝ち取っていくか、について、首都圏からも事例紹介があり、議論されました。その他に阪大裁判の現状、近年の高齢化などを要因とした組合員数の減少をどのように克服するかについても話し合われました。

2025年度活動報告案・会計報告・2026年度活動方針案・予算案ともに賛成多数で採択されました。新執行委員は9名で、再任8名・新任2名・退任1名となりました。三役は昨年通りです。(文責：大村)

## 大阪芸大による不当な雇止め、裁判と労働委員会への不当労働行為救済申し立て

大阪芸大を2025年度に「能力不足」を理由に不当に雇止めされた問題で、現在、大阪地裁での裁判と、不当労働行為で救済申し立てをおこなった大阪府労働委員会での調査が同時に進んでいます。

大阪地裁での裁判は、これまでWEBでの弁論準備が3回おこなわれました。双方から書面が提出され、4月21日に第3回弁論準備がおこなわれました。これまでの弁論

準備で大学側からは新たに学生が許可なく授業中に録音した資料と教授による「模範演奏」が提出されました。これに対して原告側から教授の「模範演奏」そのものがおかしいとの反論を提出しました。これに対する大学側からの反論を次回までに書面で提出することになっており、次回もWEB裁判になります。その後に公開での裁判になる予定です。公開での裁判になれば

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-4303-5400(関西私大教連内、大村) 木・金 午後 メール：sodan@hijokin.org

支援者による傍聴支援が可能となります。組合としては、今後、街頭宣伝、傍聴支援、大阪地裁向けの「公平・公正な判決を求める要請書」の署名に取り組んでいきます。ご協力をお願いします。

不誠実団交の大阪府労働委員会での調査は、4月10日に第4回調査がおこなわれ、争点は組合側が不誠実とした挙げた、①雇止め通告をおこなった学科長との面談記録

の不開示、②学科長が録音したとされる学生によるクレームの記録の不開示、③雇止めを決定するに至るまでの学科内での検討記録の不開示、③「能力不足」と最終的に判断した学科長が団体交渉に参加しなかったこと、の4点で確定しました。第5回調査は5月15日10時から大阪府労働委員会でおこなわれます。(文責:江尻)

## 阪大控訴審、第4回期日証人尋問を経て、 2026年2月27日結審、5月15日判決

「2013年から10年上限雇い止め」阪大非常勤講師4名が地位確認と雇止め無効を求めて大阪高裁に控訴した集団訴訟は、昨年12月18日(木)15時30分から阪大専任教員の証人尋問が大阪高裁別館72で行われました。

証人尋問で阪大外国語学部の専任教員の方はシラバス記入や授業の実施に関して詳細な証言をされ、専任同様に非常勤講師も阪大の指揮監督下で授業を行っている勤務実態が明らかになりました。阪大側が否定した、学生からの質問対応なども日常的に行っていることも証言されました。

今年に入って、東京地裁で非常勤講師の労働者性を否定した先行訴訟の東京海洋大学事件の控訴審では1月15日に原告逆転勝訴の判決が東京高裁で出ました。高裁判決

は、非常勤講師のような専門性の高い裁量性のある職種に1980年代に確立された労働者性を判定する基準を機械的に当てはめることは不十分であるとし、全国の大学では非常勤講師は労働契約であり、文科省も学校教育法違反になるので非常勤講師と労働契約を結ぶように何度も事務連絡を出しているなどの「その他の事情」を重視しました。この点で、東京高裁判決は極めて常識的なものです。

2月27日(金)11時からの第5回期日で結審し5月15日(金)14時から判決が別館72で下されます。当日は報告集会や記者会見も行います。東京高裁同様、大阪高裁の公正・公平で常識的な判決が望まれます。

(文責:新屋敷)

**非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために**

**今すぐ非常勤組合にご加入を！**

詳細は関西圏大学非常勤講師組合HP (<http://www.hijokin.org/>)からご確認ください。

